

## 相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開、これに対する関係住民等からの生活環境の保全上の意見聴取に関する手続、紛争が生じた場合のあっせん等について必要な事項を定めることにより、事業計画者及び関係住民等の相互理解の促進並びに紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 廃棄物処理施設 廃棄物の処理に関する施設であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 法第7条第1項、第14条第1項又は第14条の4第1項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する廃棄物の積替施設
  - イ 法第7条第6項、第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する施設(廃棄物の保管施設を除く。)
  - ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号又は第9条第2号の指定を受け、又は受けようとする者がその指定に係る事業の用に供する廃棄物の積替施設
  - エ 省令第2条の3第2号又は第10条の3第2号の指定を受け、又は受けようとする者がその指定に係る事業の用に供する施設(廃棄物の保管施設を除く。)
  - オ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。)第60条第1項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する施設
  - カ 自動車リサイクル法第67条第1項の許可を受け、又は受けようとする者が当該許可に係る事業の用に供する施設
- (3) 廃棄物処理施設の設置等 次に掲げる行為をいう。

ア 廃棄物処理施設の設置

イ 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類、廃棄物処理施設の処理能力その他の変更であって、第5条第2号イに規定する許可を要するもの(法第7条の2第1項の一般廃棄物収集運搬業者、法第14条の2第1項の産業廃棄物収集運搬業者又は法第14条の5第1項の特別管理産業廃棄物収集運搬業者が行う積替え又は保管を行わない廃棄物の種類のみの変更を除く。)

ウ 廃棄物処理施設の増設又は移転であって、法第7条の2第3項(法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する場合を含む。)又は自動車リサイクル法第63条第1項若しくは第71条第1項の規定による届出を要するもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、廃棄物処理施設の処理能力の変更であって規則で定めるもの

(4) 事業計画者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。

(5) 関係地域 廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある地域として第7条の規定により市長が定める地域をいう。

(6) 関係住民等 関係地域に住所を有する者及び廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある者として規則で定めるものをいう。

(7) 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴い生じるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民等との間に生じる争いをいう。

(市の責務)

第3条 市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、生活環境の保全に関して必要な指導又は助言を行うとともに、市民に対し、必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(事業計画者及び関係住民等の責務)

第4条 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、生活環境に十分配慮するとともに、関係住民等に対し、正確かつ誠実に当該廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業計画者及び関係住民等は、それぞれの立場を尊重し、相互理解に努めるとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

3 事業計画者及び関係住民等は、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(事前協議)

第5条 事業計画者は、次に掲げる行為を行うときは、あらかじめ次条から第17条までに定める手続(以下「事前協議」という。)を当該行為についてそれぞれ完了し、第16条の規定による通知を受けなければならない。

(1) 法第8条第3項に規定する調査又は法第15条第3項に規定する調査(次条においてこれらを「生活環境影響調査」という。)

(2) 廃棄物処理施設の設置等に係る次に掲げる申請等

ア 法第7条第1項若しくは第6項、第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項又は自動車リサイクル法第60条第1項若しくは第67条第1項の規定による許可の申請

イ 法第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項若しくは第15条の2の6第1項又は自動車リサイクル法第70条第1項の規定による許可の申請

ウ 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請

エ 第2条第3号ウ又はエに掲げる行為

(事前協議書の提出)

第6条 事前協議を実施しようとする事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る計画(以下「事業計画」という。)について、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書面(以下「事前協議書」という。)を市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の範囲

(3) 廃棄物処理施設の設置等の場所

(4) 廃棄物処理施設の種類及び数量

(5) 廃棄物処理施設において取り扱う廃棄物の種類

- ( 6 ) 廃棄物処理施設における廃棄物の保管上限
- ( 7 ) 廃棄物処理施設(第 2 条第 2 号イ、エ及びカに掲げる施設に限る。)の処理能力(当該廃棄物処理施設が法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- ( 8 ) 廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ( 9 ) 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- ( 10 ) 廃棄物を運搬するための車両の運行に関する計画
- ( 11 ) 廃棄物処理施設(法第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。)の災害防止に関する計画

2 事前協議書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載した書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- ( 1 ) 前条第 1 号に掲げる行為を行う場合にあらかじめ行う事前協議 生活環境影響調査に関する事項として規則で定める事項
- ( 2 ) 前条第 2 号に掲げる行為を行う場合にあらかじめ行う事前協議 次に掲げる事項

ア 生活環境影響調査の結果の概要(その事業計画が生活環境影響調査を要しない場合にあっては、周辺的生活環境の状況を勘案して規則で定める項目についての調査を行った結果の内容)

イ 生活環境の保全に関する事項として規則で定める事項

3 市長は、第 1 項の規定による事前協議書の提出があったときは、提出を行った事業計画者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(関係地域の指定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による事前協議書の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、関係地域を定め、これを事業計画者に通知するものとする。

(事前協議書等の告示及び縦覧)

第 8 条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、遅滞なく、事前協議書の提出があった旨その他必要な事項を告示し、事前協議書及びこれに添付された第 6 条第 2 項各号に定める事項を記載した書面を告示の日から 1 月間、一般の縦覧に供しなければならない。

(関係住民等に対する周知)

第9条 事業計画者は、関係住民等に対して理解を求めするため、事業計画の内容について周知を行わなければならない。

2 前項の周知は、前条に規定する縦覧期間内に関係地域内において事業計画の内容についての説明会(以下この条及び次条において「事業計画説明会」という。)を開催することにより行わなければならない。ただし、関係地域内で事業計画説明会を開催することが困難な場合であって、市長が認めるときは、規則で定める方法によることができる。

(事業計画説明会の開催の周知)

第10条 事業計画者は、事業計画説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を記載した書面を市長に提出するとともに、事業計画説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これを周知しなければならない。

2 事業計画者は、前条第1項の周知を行ったときは、規則で定めるところにより、周知の結果を記載した書面(以下この条及び次条において「周知結果報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、周知結果報告書の内容から、関係住民等に対して十分な周知がなされていないと認めるときは、事業計画者に対して再度の周知を指示するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による再度の周知について準用する。

(周知結果報告書の告示及び縦覧)

第11条 市長は、前条第2項の周知結果報告書(同条第3項の規定による指示をした場合にあつては、同条第4項の規定により準用する同条第2項の周知結果報告書)の提出があつたときは、遅滞なく、周知結果報告書の提出があつた旨その他必要な事項を告示し、当該周知結果報告書を告示の日から2週間、一般の縦覧に供しなければならない。

(関係住民等の意見)

第12条 事業計画について生活環境の保全上の意見を有する関係住民等は、第8条に規定する縦覧期間の満了の日又は前条に規定する縦覧期間の満了の日のいずれか遅い日の翌日から起算して2週間を経過する日まで(次項において「提出期間」という。)に、生活環境の保全上の意見を記載した書面(以下「意見申立書」という。)を市長に提出することができる。

2 市長は、提出期間を経過したときは、前項の規定により提出された意見申立書

に記載された意見の概要(意見申立書の提出がない場合にあっては、その旨)を事業計画者に通知するものとする。

(事業計画者の見解)

第13条 事業計画者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、意見申立書の提出がない場合を除き、規則で定めるところにより、意見申立書に記載された意見の概要に対する事業計画者の見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定により見解書を提出したときは、関係住民等に対し、その内容について周知を行わなければならない。

3 前項の周知は、第1項の規定により見解書を提出した日から1月を経過する日までに、関係地域内において関係住民等に対して当該見解書の内容について周知を図るための説明会(以下この条及び次条において「見解書説明会」という。)を開催することにより行わなければならない。ただし、関係地域内で見解書説明会を開催することが困難な場合であって、市長が認めるときは、規則で定める方法によることができる。

(見解書説明会の開催の周知)

第14条 事業計画者は、見解書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を記載した書面を市長に提出するとともに、見解書説明会の開催を予定する日の1週間前までに、規則で定めるところにより、これを周知しなければならない。

2 事業計画者は、前条第2項の周知を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

(見解書の内容に対する関係住民等の意見)

第15条 第12条の規定は、見解書の内容に対する関係住民等の意見申立書の提出等について準用する。この場合において、同条第1項中「第8条に規定する縦覧期間の満了の日又は前条に規定する縦覧期間の満了の日のいずれか遅い日」とあるのは、「第13条第3項の規定により見解書の内容についての周知が行われた日」と読み替えるものとする。

2 第13条第1項及び第2項並びに前条第2項の規定は、前項において準用する第12条第2項の規定による通知を受けたときの事業計画者の見解書の提出、その内容についての周知及び周知結果の報告について準用する。

(事前協議の完了)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、事前協議が完了したと認めるときは、その旨を事業計画者に通知するものとする。

(1) 第12条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による意見申立書の提出がない場合

(2) 第14条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた場合

(3) 第19条の規定により手続を省略した場合  
(事業計画の変更又は廃止)

第17条 事業計画者は、事前協議書を提出したときから前条の規定による通知を受けるまでの間に事業計画について第6条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、事前協議を再度実施しなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により行わなければならない事前協議は、第5条第1号に掲げる行為を行う場合にあらかじめ行う事前協議を実施し、前条の規定による通知を受けているときにおける当該事前協議を含むものとする。

3 事業計画者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたとき、又は事業計画の廃止をしたときは、変更又は廃止の日から10日を経過する日までに、その旨を記載した書面により市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があつた場合は、遅滞なく、事業計画の変更又は廃止があつた旨その他必要な事項を告示し、当該届出があつた日が第8条又は第11条に規定する縦覧期間中であるときは、当該期間中、前項の書面を一般の縦覧に供しなければならない。

(着手の報告)

第18条 事業計画者は、第5条各号に掲げる行為に着手したときは、当該行為を行った日から10日を経過する日までに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、事業計画者が第16条の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに、正当な理由がなく当該通知を受けた第5条各号に掲げる行為に着手しない場合は、当該事業計画について、前条第3項の規定による事業計画の廃止の届出がなされたものとみなす。

(関係住民等に対する周知等の省略)

第19条 第9条から第15条までに定める手続は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が適当と認めるときは、省略することができる。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業専用地域において廃棄物処理施設の設置等を行うとき。

(2) 廃棄物処理施設が移動することができるように設計されたものであるとき。

(事前協議の適用除外)

第20条 第5条から第18条までの規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業又は相模原市環境影響評価条例(平成26年相模原市条例第33号)第2条第2号に規定する対象事業となる廃棄物処理施設の設置等については、適用しない。

(環境保全協定の締結)

第21条 市長は、事業計画者及び関係住民等に対し、両者の間において、廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定(以下「環境保全協定」という。)を締結するよう求めることができる。

2 事業計画者及び関係住民等は、前項の規定による求めがあつたときは、環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

3 市長は、環境保全協定の締結に際し、必要な助言を行うことができる。

4 事業計画者は、環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(紛争のあっせん)

第22条 事業計画者又は関係住民等は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、あっせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を遵守していない者からの申請であるとき、又は紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないときと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当該あっせんの当事者となる事業計画者及び関係住民等に通知するものとする。

4 市長は、あっせんを行う場合において必要があると認めるときは、相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第23条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんを打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を当該あっせんの当事者である事業計画者及び関係住民等に通知するものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、廃棄物処理施設の設置等に係る土地若しくは建築物若しくは事業計画者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第25条 市長は、事業計画者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業計画者に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第5条又は第18条第1項の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の記載をした事前協議書その他の書面を提出したとき。

(3) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料を提出し、同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第26条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を前条の規定による勧告を受けた者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(他の市町村の長との協議)

第27条 市長は、廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある地域に他の市町村の区域が含まれるときは、当該市町村の長に対

し、事前協議書の写しその他必要な書類を送付し、事前協議の実施について協議し、必要に応じて当該市町村の長に協力を求めるものとする。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に事業計画者からその事業計画について紛争の予防及び調整に関して必要な措置に着手し、又はこれを完了した旨の申出があった場合で、市長が認めたときは、当該事業計画に係る廃棄物処理施設の設置等については、平成32年3月31日までの間、第5条から第18条までの規定は、適用しない。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市廃棄物処理施設設置等調整委員会	相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(平成30年相模原市条例第50号)第22条第4項の意見を答申するとともに、廃棄物処理施設の設置等に係る紛争に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内	3年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
---------------------	---	------	----------------------------